

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、その翌日)

目 次

◇告 示 保険医療機関等の指定(保険課)

保険医等の登録(〃)

土地改良事業の工事の完了(農村整備課)

県営土地改良事業の工事の完了(〃)

木材業者等の登録(林務課)

保安林の指定の解除(森林保全課)

遊漁規則の変更の認可(水産課)

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(〃)

開発行為に関する工事の完了(二件)(〃)

◇公 告 随意契約の相手方の決定(会計課)

◇入札公告 一般競争入札の実施(水産課)

◇正 誤 平成八年五月二十四日付鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号中訂正

告 示

鳥取県告示第三百九十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
吉田歯科医院	気高郡青谷町大字青谷三九三五	平成八年五月一日
谷口歯科医院	東伯郡羽合町大字長瀬一三三二一〇	〃
なかしま耳鼻咽喉科医院	米子市道笑町四丁目一三二一	平成八年五月十六日
森医院	八頭郡河原町大字曳田一七一一	平成八年五月十七日
くにとう眼科	米子市八幡七一八一	平成八年五月十八日
鳥取県立中央病院	鳥取市江津七三〇	平成八年五月二十二日
湯村皮膚科医院	鳥取市湯所町二丁目一八三	平成八年五月二十三日
石田医院	気高郡青谷町大字青谷三九三六一	〃
名島外科医院	倉吉市東岩倉町二二三六	平成八年五月二十五日
太田整形外科医院	鳥取市青葉町三丁目二二二	平成八年五月二十七日
立川眼科耳鼻咽喉科診療所	境港市湊町一五六	平成八年五月二十八日
安梅医院	東伯郡関金町大字大鳥居二二五一	〃
鳥取県立鳥取療育園	鳥取市江津二六〇	平成八年六月一日
労働福祉事業団山陰労災病院	米子市皆生新田一丁目八一一	〃
魚谷眼科医院	米子市上後藤二丁目三十三	〃
米増医院	倉吉市宮川町二五六	〃

上小鴨診療所	倉吉市福山一五三一	〃
池田医院	日野郡日南町等木一〇三六	〃
タナカ歯科医院	鳥取市弥生町二六一	〃
林歯科医院	鳥取市立川町二丁目一四三	〃
ハヤシ歯科医院	鳥取市片原二丁目一八	〃
美萩野歯科診療所	鳥取市美萩野一丁目一八―一五	〃
医療法人共済会清水病院	倉吉市宮川町一二九	〃
山本内科医院	倉吉市宮川町二丁目七六	〃
うさぎ調剤薬局	米子市中町八三	〃
平福薬局トピア店	東伯郡東伯町大字徳方五五八―一トピア内	〃
ちず薬局	八頭郡智頭町大字智頭一五三四―一一	〃
三愛薬局	気高郡青谷町大字青谷四〇七七―二四	〃

鳥取県告示第三百九十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び氏名	登録の年月日
宮崎 慎一	鳥医第五三二六号	平成八年五月十五日
太田 久美子	鳥薬第九八〇号	平成八年五月十七日

鳥取県告示第三百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成八年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事を完了年月日
国府町	土地改良総合整備事業吉野地区区画整理	平成八年三月二十五日
〃	農村総合整備モデル事業糸谷地区区画整理	平成八年三月二十四日

鳥取県告示第三百九十五号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定により告示する。

平成八年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事を完了年月日
県営ため池等整備事業金屋谷地区ため池等整備	平成八年一月二十五日
県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業大原地区農道整備	平成八年三月十五日

鳥取県告示第三百九十六号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり木材業者及び製材業者を登録したので、同条第

一 項の規定により指定する。

平成八年六月四日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

1 木材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は名称及び代表者の名前
八第一号	平成8年4月1日	八頭郡若桜町大字若桜923-2	瀬戸 善夫
八第二号	平成8年4月1日	八頭郡佐治村大字尾際594	光浪 優
八第三号	平成8年4月1日	八頭郡智頭町大字植師355-1	宮坂 隆明
八第四号	平成8年4月1日	八頭郡智頭町大字智頭	白間林業 白間 友彦
倉第一号	平成8年4月1日	倉吉市広瀬942	有限会社谷口林産 代表取締役 谷口純一
倉第二号	平成8年4月1日	倉吉市堺町三丁目68	有限会社平成企業 米原 淳
倉第三号	平成8年4月1日	東伯郡三朝町大字森585-7	前田 公之
倉第四号	平成8年4月1日	倉吉市新町三丁目2336	丹波 武男
倉第五号	平成8年4月5日	倉吉市西倉吉町1-3	平生産業有限公司 代表取締役 牧 昭人
米第40号	平成8年3月28日	西伯郡名和町大字御米屋	御米屋木材有限公司 代表取締役 園谷 進
米第1号	平成8年4月1日	西伯郡岸本町丸山1469	松田 亮俊
米第2号	平成8年4月1日	西伯郡日吉津村大字日吉津1751-2	有限会社佐々木組 代表取締役 佐々木敏夫
米第3号	平成8年4月1日	米子市陰田町678	大山住宅有限公司 代表取締役 高橋 民雄

米第4号	平成8年4月1日	米子市吉岡373	王子緑化株式会社大阪支店米子営業所 所長 山下 薫
米第5号	平成8年4月1日	西伯郡会見町天万946-4	植田 茂
米第6号	平成8年4月4日	米子市熊党319-7	矢田貝孝男
米第1号	平成8年4月15日	日野郡日野町黒坂1169-1	有限会社ソノコ産業 代表取締役 世垣 茂男
米第2号	平成8年4月19日	日野郡溝口町三部612	米原喜久重
米第3号	平成8年4月25日	日野郡江府町大字下安井291	植田 弘己

2 製材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は名称及び代表者の名前
八第一号	平成8年4月1日	八頭郡智頭町大字坂原643-4	協同組合智頭製材工業 理事長 山根 増市
八第二号	平成8年4月1日	八頭郡用瀬町大字鷹狩856-1	有限会社大家製材 代表取締役 大家 重文
八第三号	平成8年4月1日	八頭郡八束町大字才代151-8	田井 隆輝
米第29号	平成8年3月28日	西伯郡名和町大字御米屋154-3	御米屋木材有限公司 代表取締役 園谷 進
米第1号	平成8年4月1日	西伯郡会見町天万946-4	植田 茂
米第2号	平成8年4月1日	境港市外江町3666	平成木材株式会社境港支社 専務取締役境港支社長 玄行 英男
米第1号	平成8年4月24日	日野郡日南町神福1318	伊藤 武

鳥取県告示第三百九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所
米子市富益町字新開六 六八の一・六九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百九十八号

漁業法（昭和二十四年法律第六十七号）第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 漁業権者の名称及び住所

天神川漁業協同組合

倉吉市大平町一〇三―二

二 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第二号

三 認可に係る変更の内容

次のとおり遊漁料の額を定めること。

区 域	魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
関金町小泉における小泉川養魚場取水口から下流の砂防ダム の区域	にじます いわな やまめ あまご	さお釣り	一日限り	三、五〇〇円

四 変更後の遊漁規則の施行の日

平成八年六月一日

鳥取県告示第三百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、境港市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成八年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画特別業務地区

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町二丁目二二〇

鳥取県告示第四百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二十一条第二項において準用する同法第二十条の規定により、次のとお

り公衆の縦覧に供する。

平成八年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画地区計画

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第四百一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年一月三十日 鳥取県指令受都計三二二第二十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市下味野字小河原東ノ割

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市尚徳町一一六

鳥取市長 西尾 迥富

鳥取県告示第四百二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)

附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年七月五日 鳥取県指令倉土維第二百五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市上米積字広田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市上米積四五九

岡田 一成

公 告

随意契約の相手方を決定したので、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年12月鳥取県規則第106号)第14条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成8年6月4日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

(1) 調達 件名及び数量 電子計算組織による財務会計事務処理 一式

(2) 調 達 方 法 式 役務の提供

(3) 契 約 方 式 随意契約

<p>(4) 契 約 日 平成 8 年 4 月 1 日</p> <p>(5) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター 鳥取市東町一丁目 2 2 0</p> <p>(6) 契 約 価 格 309,327,540円 (消費税額を含む。)</p> <p>(7) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当</p> <p>(8) 契約事務担当部局の名 鳥取県出納局会計課 称及び所在地 鳥取市東町一丁目 2 2 0</p>	<p style="text-align: center;">入 札 公 告</p> <p>一般競争入札を行うので、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年12月鳥取県規則第106号。以下「特例規則」という。)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。</p> <p style="text-align: center;">平成八年六月四日</p> <p style="text-align: center;">鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <p>1 調達内容</p> <p>(1) 件名及び数量 鳥取県漁業情報処理システム 一式</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 納入期限 平成9年3月19日</p>
--	---

<p>(4) 納入場所 境港市竹内団地107 鳥取県水産試験場海洋漁業部 他12箇所</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の3パーセントに相当する額を加算した金額(該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の103分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 競争参加資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定に該当しないものであること。</p> <p>(2) 政令167条の5に規定に基づき知事が定める物品の売買等に係る特例規則第4条の競争入札資格を有する者であること。</p> <p>(3) (2)の資格区分が役務のA等級に格付けされているものであること。</p> <p>(4) 当該システムの開発に、情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)の情報処理技術者試験に合格した者2人以上の技術者を常時配置できること。</p> <p>(5) 当該システムの開発に、平成3年以降官公庁の発注した漁獲情報を基にした情報処理システムの開発経歴を有する技術者を配置できること。</p> <p>(6) システム障害時等に6時間以内に現地対応が可能なこと。</p> <p>(7) 平成8年6月4日から同年7月15日までの間のいずれの日においても、競争入札参加資格の停止措置を受けていない者であること。</p> <p>3 契約担当部局 鳥取県農林水産部水産課</p> <p>4 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒680-70 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部水産課企画係</p>	
---	--

<p>電話 0857-26-7328 (直通)</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 公示の日から土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時までの間、(1)の場所で交付する。</p> <p>(3) 入札説明会の日時及び場所 平成8年7月5日(金) 午後1時 鳥取県庁第28会議室</p> <p>(4) 郵便による入札 可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)に限る。</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 平成8年7月15日(月) 午後1時30分(ただし、郵送による入札書の受領期限は同年7月15日(月) 正午までとする。) 鳥取県庁本庁舎4階</p> <p>5 入札者に要求される事項</p> <p>(1) 入札者は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出しなければならない。</p> <p>(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を4の(1)の場所に平成8年6月19日(水) 午後5時までに提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。</p> <p>(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>6 入札保証金及び契約保証金 免除</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札の無効</p>	<p>2の競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年3月鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(3) 契約書作成の要否 要</p> <p>(4) 落札者の決定方法 この公告に示した競争参加資格者の要件を満たす入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格以下で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を、落札者とする。</p> <p>(5) 手続きにおける交渉の有無 無</p> <p>(6) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>8 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Fishery Information processing system (Hard and Software)</p> <p>(2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM 19. June, 1996</p> <p>(3) Time-limit for the submission of tenders : 1:30 PM 15. July, 1996 (tenders submitted by mail 0:00 PM 15. July, 1996)</p> <p>(4) Place of contact for the notice : Fishery Division Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-70 Japan TEL 0857-26-7328</p>
---	---

正 誤

平成八年五月二十四日付鳥取県選挙管理委員会告示第二千四百号（政治団体の設立の届出について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
三 上 二十 常田亨詳 常田亨詳